議題２

２　児童相談所における児童相談の現状について

熊本県子ども家庭福祉課

熊本県中央児童相談所

熊本県八代児童相談所

熊本市児童相談所

令和５年度の児童虐待相談の状況（速報値）

（注意事項）
本資料中の児童虐待相談対応件数は、例年、厚生労働省の統計調査である福祉行政報告例第４５表及び第４９表に基づき集計しておりますが、令和５年度分の当該調査については、現時点で記入要領が発出されていないため、前年度の記入要領に従って集計したものを速報値として記載しています。

①年度別相談対応件数

令和５年度の熊本市児童相談所対応を含む県全体の児童虐待相談の対応件数は2,739件で、前年度比△0.9%（25件減少）となった。

〈熊本県〉 （単位：件）

年 度		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5（速報値）
件 数		663	597	931	1,090	1,090	1,248	1,532	2,028	2,430	2,352	2,764	**2,739**
対前年度比	件数	△45	△66	+334	+159	±0	+158	+284	+496	+402	△78	+412	△25
	割合	△6.4%	△10%	+55.9%	+17.1%	±0%	+14.5%	+22.8%	+32.4%	+19.8%	△3.2%	+17.5%	△0.9%

〈全 国〉 （単位：件）

年 度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4（速報値）	R5
件 数	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	219,170	未公表（集計中）
対前年度比	+11.3%	+0.6%	+20.5%	+16.1%	+18.7%	+9.1%	+19.5%	+21.2%	+5.8%	+1.3%	+5.5%	―

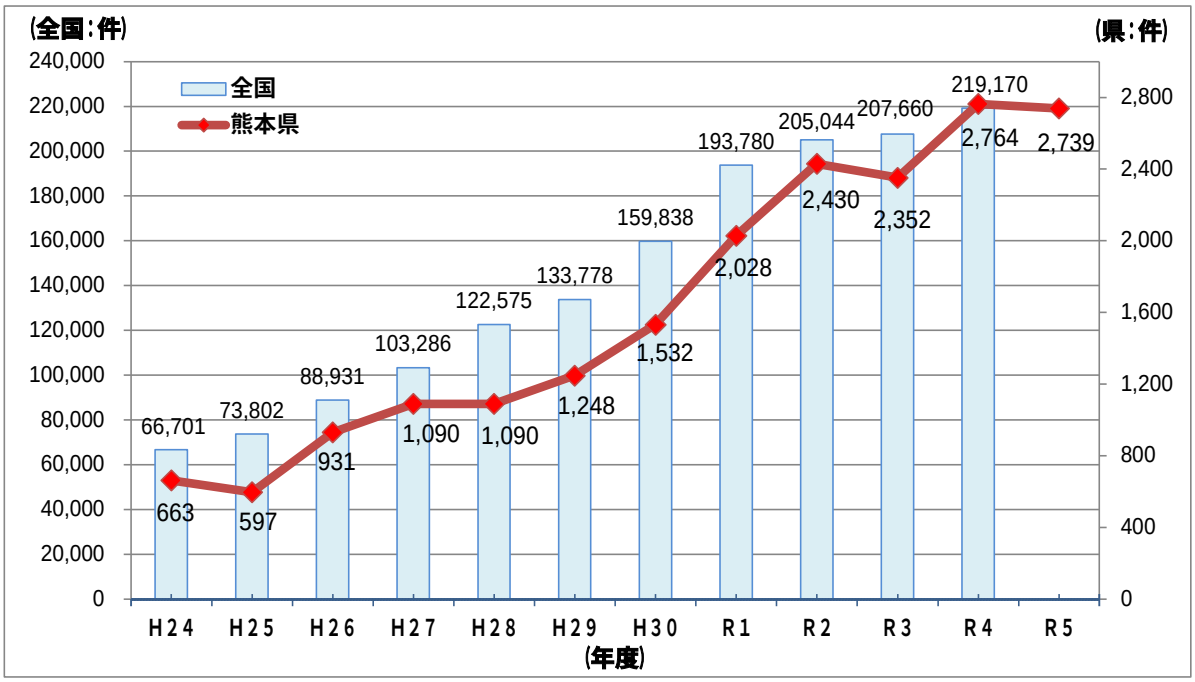

《児童相談所別虐待相談の対応件数》

機関名	件数	対前年度比		（参考）令和４年度	
県中央児童相談所	878	△5.4%	←	県中央児童相談所	928
県八代児童相談所	332	△19.2%	←	県八代児童相談所	411
熊本市児童相談所	1,529	+7.3%	←	熊本市児童相談所	1,425
合 計	2,739			合 計	2,764

②相談経路別対応件数

経路別にみると、「警察」が55.5%（対前年比△5.1%、82件減少）と最も多く、次いで「近隣・知人」が9.9%（対前年比+16.3%、38件増加）となっている。
※「家族」の109件の中には、虐待者本人からのものも35件含まれる。
※「その他」には管外の児童相談所からのケース移管等が含まれる。

〈熊本県〉 （単位：件）

		児童本人	家族	親族	近隣・知人	市町村（保健センター）	福祉事務所	警察	医療機関	学校等	保育所	児童福祉施設等	その他	計
R3年度		15	110	38	237	154	41	1,151	48	206	18	6	328	2,352
構成比		0.6%	4.7%	1.6%	10.1%	6.5%	1.7%	48.9%	2.0%	8.8%	0.8%	0.3%	13.9%	100.0%
R4年度		26	105	29	233	170	32	1,601	71	249	22	6	220	2,764
構成比		0.9%	3.8%	1.0%	8.4%	6.2%	1.2%	57.9%	2.6%	9.0%	0.8%	0.2%	8.0%	100.0%
R5年度		14	109	41	271	163	49	1,519	100	254	30	5	184	2,739
構成比		0.5%	4.0%	1.5%	9.9%	6.0%	1.8%	55.5%	3.7%	9.3%	1.1%	0.2%	6.7%	100.0%
対前年度比	件数	△12	+4	+12	+38	△7	+17	△82	+29	+5	+8	△1	△36	△25
	割合	△46.2%	+3.8%	+41.4%	+16.3%	△4.1%	+53.1%	△5.1%	+40.8%	+2.0%	+36.4%	△16.7%	△16.4%	△0.9%

（単位：件）

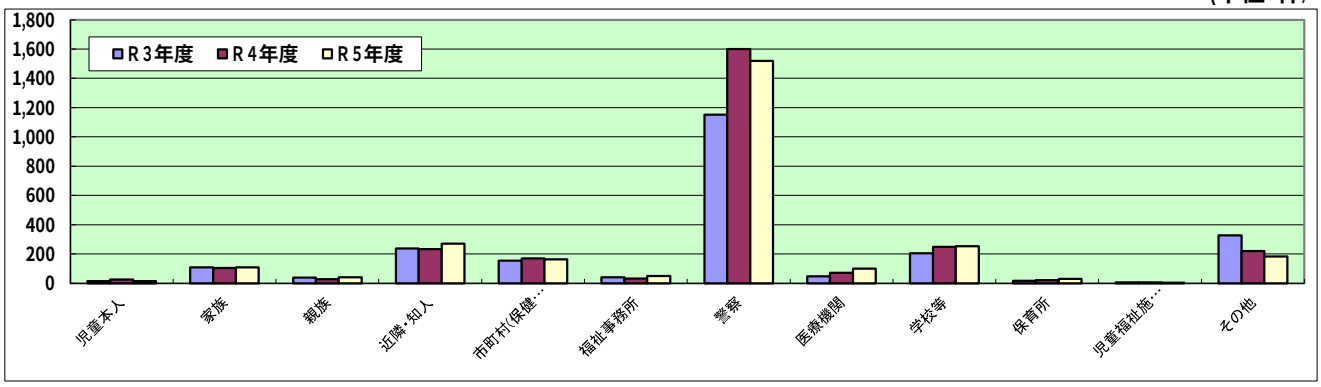

〈全　国〉 （単位：件）

	児童本人	家族	親族	近隣・知人	市町村（保健センター）	福祉事務所	警察	医療機関	学校等	保育所	児童福祉施設等	その他	計
R4年度	2,822	18,436		24,174	298	11,822	112,965	3,986	16,035	1,845	1,317	25,470	219,170
構成比	1.3%	8.4%		11.0%	0.1%	5.4%	51.5%	1.8%	7.3%	0.8%	0.6%	11.6%	100.0%

③相談種別対応件数

種類別にみると、「心理的」が半数を占め、1,517件となっている。次いで「身体的」の754件となっている。

〈熊本県〉 （単位：件）

	身体的	性的	心理的	ネグレクト	計
R3年度	708	39	1,252	353	2,352
R4年度	716	48	1,563	437	2,764
R5年度	754	30	1,517	438	2,739
構成比	27.5%	1.1%	55.4%	16.0%	100.0%

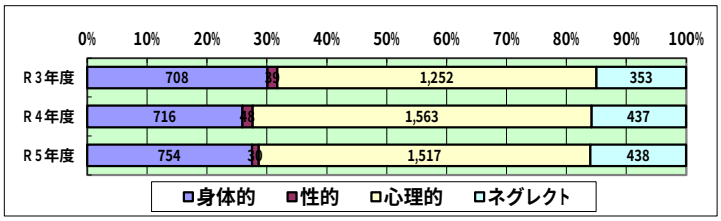

〈全　国〉 （単位：件）

	身体的	性的	心理的	ネグレクト	計
R4年度	51,679	2,451	129,484	35,556	219,170
構成比	23.6%	1.1%	59.1%	16.2%	100.0%

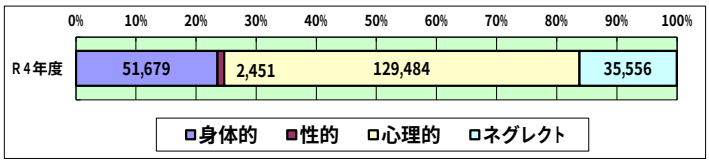

④年齢別対応件数

年齢別にみると「7～12歳」が 971件と最も多く、次いで「3～6歳」666件、「0～2歳」505件となっており、全体の約8割を占めている。

〈熊本県〉 (単位：件)

	0～2歳	3～6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳	計
R3年度	482	570	813	345	142	2,352
構成比	20.5%	24.2%	34.6%	14.7%	6.0%	100.0%
R4年度	533	708	940	405	178	2,764
構成比	19.3%	25.6%	34.0%	14.7%	6.4%	100.0%
R5年度	505	666	973	401	194	2,739
構成比	18.4%	24.3%	35.5%	14.6%	7.1%	100.0%

(単位：件)

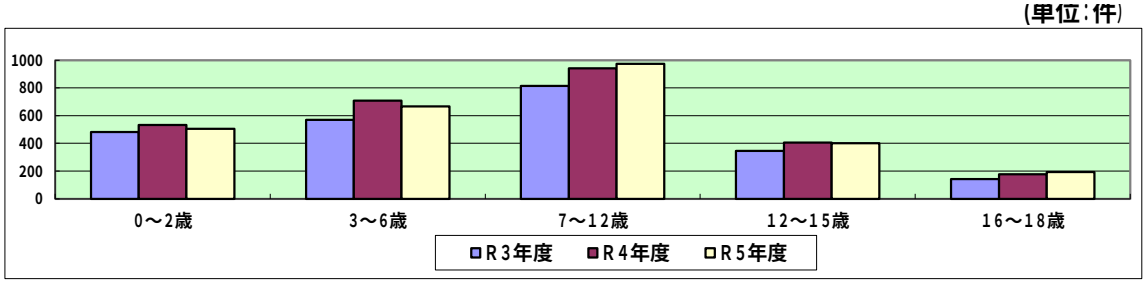

〈全　国〉 (単位：件)

	0～2歳	3～6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳	計
R3年度	38,752	52,615	70,935	30,157	15,201	207,660
構成比	18.7%	25.3%	34.2%	14.5%	7.3%	100.0%

※令和4年度の内訳データは未公表。

⑤主たる虐待者別対応件数

主たる虐待者でみると「実父」が最も多く、次いで「実母」が多くなっている。
※　「それ以外の父母」は継父母や養父母等直接血縁関係にない父母、「その他」には祖父母や婚姻関係にない同居人等が含まれる。

〈熊本県〉 (単位：件)

	実父	それ以外の父	実母	それ以外の母	その他	計
R3年度	1,119	123	1,010	6	94	2,352
構成比	47.6%	5.2%	42.9%	0.3%	4.0%	100.0%
R4年度	1,451	125	1,076	6	106	2,764
構成比	52.5%	4.5%	38.9%	0.2%	3.8%	100.0%
R5年度	1,327	126	1,174	10	102	2,739
構成比	48.4%	4.6%	42.9%	0.4%	3.7%	100.0%

(単位：件)

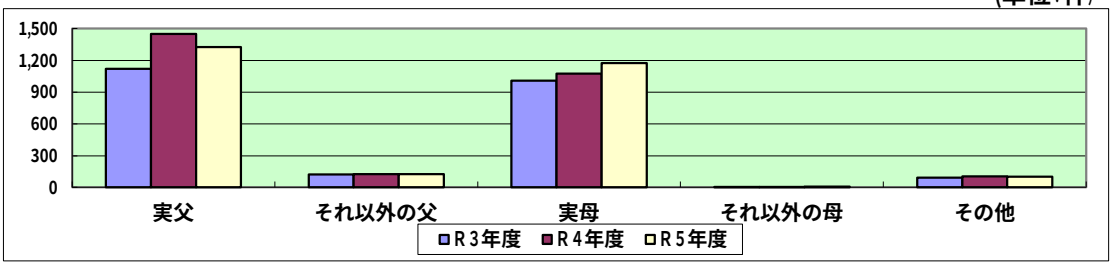

〈全　国〉 (単位：件)

	実父	それ以外の父	実母	それ以外の母	その他	計
R3年度	86,144	11,182	98,540	969	10,825	207,660
構成比	41.5%	5.4%	47.5%	0.5%	5.2%	100.0%

※令和4年度の内訳データは未公表。

⑥処遇別対応件数

処遇別にみると、「助言指導」が最も多く、「継続指導」と合わせて全体の85%を占めている。

〈熊本県〉 (単位：件)

	助言指導	継続指導	他機関紹介	児童福祉司指導	施設等入所	里親委託	その他	計
R３年度	1,248	740	42	65	94	9	154	2,352
構成比	53.1%	31.5%	1.8%	2.8%	4.0%	0.4%	6.5%	100.0%
R４年度	1,668	700	77	67	76	27	149	2,764
構成比	60.3%	25.3%	2.8%	2.4%	2.7%	1.0%	5.4%	100.0%
R５年度	1,809	523	113	83	70	24	117	2,739
構成比	66.0%	19.1%	4.1%	3.0%	2.6%	0.9%	4.3%	100.0%

※「その他」には、児童家庭支援センター指導や市町村送致等が含まれる。

(単位：件)

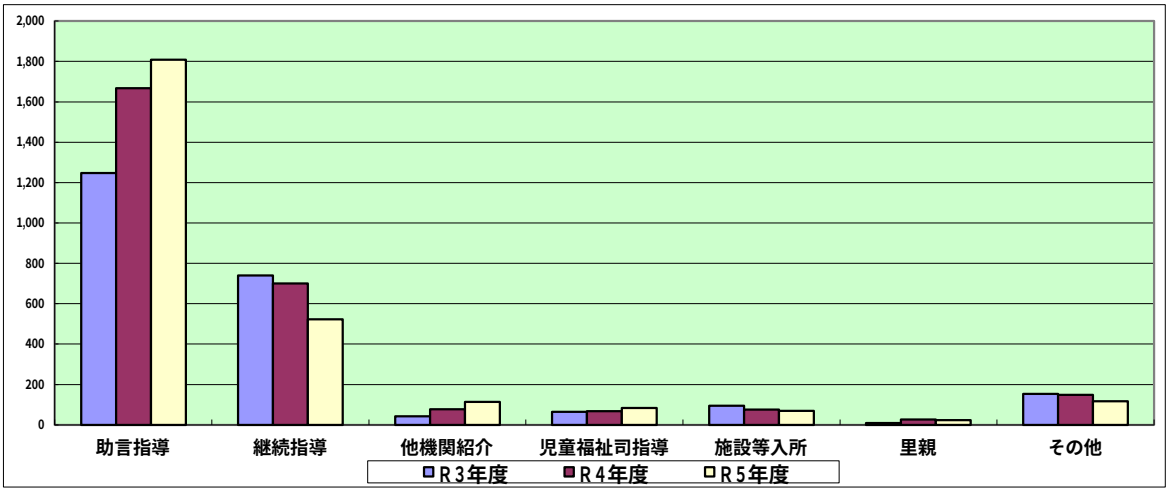

〈全国〉 (単位：件)

	助言指導	継続指導	他機関紹介	児童福祉司指導	施設等入所	里親委託	その他	計
R３年度	133,774	40,213	3,708	4,807	3,792	617	22,064	208,975
構成比	64.0%	19.2%	1.8%	2.3%	1.8%	0.3%	10.6%	100.0%

※令和４年度の内訳データは未公表。
※前年度からの繰り越し、未処理等があるため、相談対応件数とは完全には一致しない。

議題３

３　県及び関係機関の要保護児童対策について

熊本県子ども家庭福祉課

（1）令和５年度の県の取組み

１．三層構造の体制の確立

児童虐待防止体制の強化のため、各地域において「市町村－児童家庭支援センター－児童相談所」の三層構造の児童相談体制により、児童虐待の未然防止・早期対応を図る。

①市町村

・市町村を個別訪問し、母子保健と児童福祉を一体化した相談機関である「こども家庭センター」の設置促進（R6.4.1 現在 熊本市含め 36 市町村設置）

・市町村要保護児童対策地域協議会の活性化支援（市町村要保護児童対策調整機関の調整担当者研修等の実施）

②児童家庭支援センター

・心理士による専門性を生かした相談対応等を行う「児童家庭支援センター」を令和 3 年度まで熊本市を含めて県内 8 か所に設置。

・令和 3 年度に発足した熊本県児童家庭支援センター協議会による研修会等の実施により、質の向上を図った。

③児童相談所

・引き続き、現職警察官を配置

・相談対応件数の増加を踏まえ、業務効率化（ICT 化等）を推進

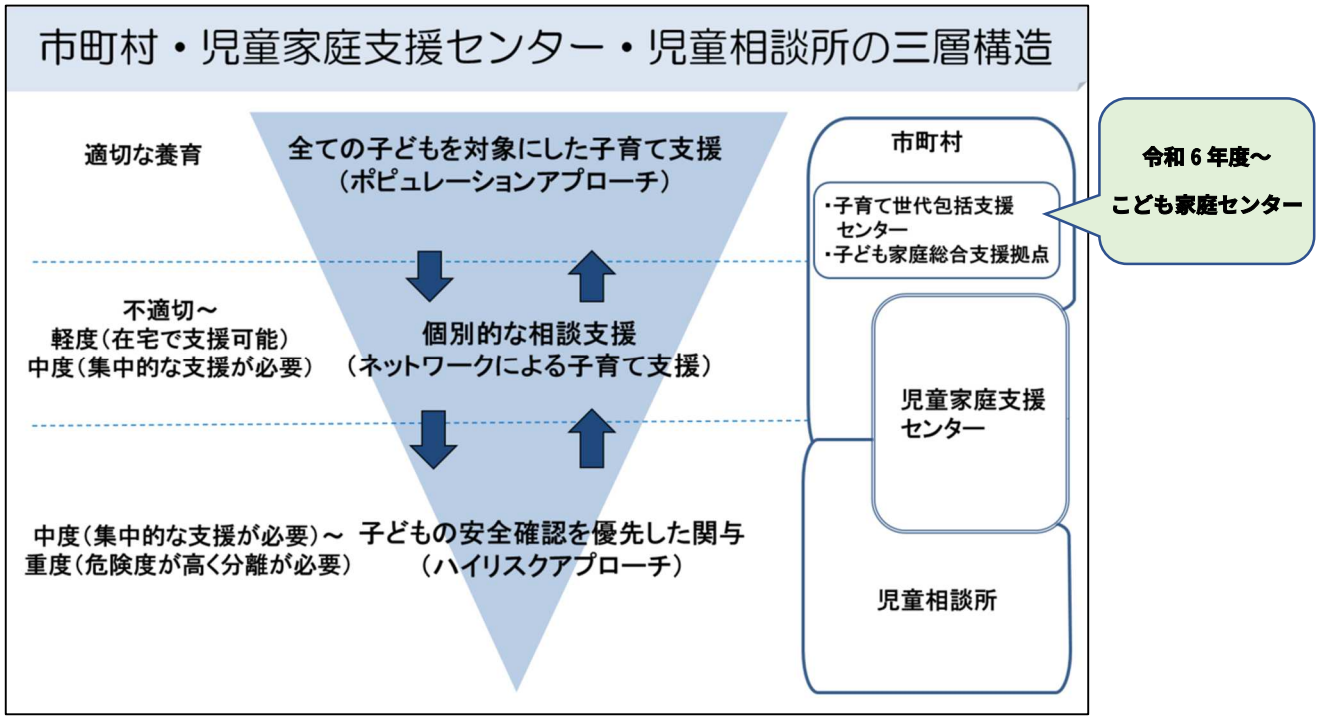

２．ヤングケアラーへの支援

令和４年７月に県ヤングケアラー相談支援センターを開設し、コーディネーター配置による相談対応や福祉や教育関係者への研修会の開催、元当事者等によるピアサポーターを発掘・養成し、サロンを開催するなど、ヤングケアラーに寄り添った支援を実施。(相談件数：令和４年度：92 件、令和５年度：163 件)

（参考）

令和３年度及び４年度に、県内の小学６年生、中学２年生、高校２年生、大学３年生等を対象とした実態調査を実施。全種別でヤングケアラーが一定数存在することを確認

※世話をしている家族が「いる」と回答した生徒の割合は、全種別で一定割合存在

小学６年生 6.3%、大学３年生 2.4%

中学２年生 3.3%、全日制高校２年生 2.0%、

定時制高校２年生 1.2%、通信制高校２年生 2.8%

３．その他

①特定妊婦等への支援

・特定妊婦等の把握や相談支援を行う産前・産後母子支援事業を実施(福田病院に委託)

・特定妊婦等が安心した生活を行うための居場所の提供による支援を実施（補助事業）

※県内（熊本市を除く）の特定妊婦の数：

令和５年４月１日現在：64 人、令和６年４月１日現在：74 人

②児童虐待対応関係機関連絡会議の実施

・県警察本部、県及び熊本市の本庁主管課、3 つの児童相談所による連絡会議

③管内市町村が開催する要保護児童対策地域協議会（代表者会議、実務者会議、ケース検討会議）へ児童相談所、地域振興局職員が参画・支援

④11 月の児童虐待防止月間に合わせた県民への啓発活動の実施

・子どもの虐待防止を考えるシンポジウムの開催

講師：熊本赤十字病院　第二小児科　部長　武藤　雄一郎氏

テーマ：小児救急医療の現場からみた児童虐待予防について

・「家庭から暴力をなくすキャンペーン」の実施

内容：関係機関と連携して相談窓口のチラシ配布や啓発ポスターを展示

場所：ゆめタウンはません

⑤親子のための SNS 相談窓口（LINE）の周知

・ 子育てに対する不安や家族の悩みなどについて、子どもや保護者の方などが相談できるSNS相談窓口（令和5年2月開設）の啓発カードを、各学校を通して児童に配付

⑥子どもの権利擁護に関する普及・啓発、子どもの意見表明の支援等の取組みを実施

・一時保護所や児童養護施設に意見表明支援員を派遣し、子どもの意見表明支援を行う取組みをモデル的に実施

（２）児童福祉法の改正及び令和６年度の県の取組み

（ｉ）児童福祉法の改正について

・虐待による重篤な死亡事例が後を絶たず、令和２年度には児童相談所の児童虐待相談対応件数が20万件を超えるなど、依然として子ども、その保護者、家庭を取り巻く環境は厳しい状況。

・令和４年２月にとりまとめられた、国の社会保障審議会児童部会社会的養育推進委員会報告書の内容を踏まえて、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が令和４年６月に成立し、令和６年４月から施行された。

＜改正法概要＞

① 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充

② 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上

③ 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化

④ 児童の意見聴取等の仕組みの整備

⑤ 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入

⑥ 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上

⑦ 児童をわいせつ行為から守る環境整備

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和４年法律第66号）の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1．子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要するこどもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。

※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。

②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。

③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2．一時保護施設及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

①一時保護施設の設備・運営基準を策定して一時保護施設の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。

②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3．社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。

②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4．児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5．一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から７日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6．こども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、こども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7．児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は令和７年６月１日、７の一部は令和４年９月15日又は令和５年４月１日）

1

こども家庭センターの設置とサポートプランの作成（１．①関係）

○　市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

※　子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所　（令和３年４月時点）

○　この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

※　児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ

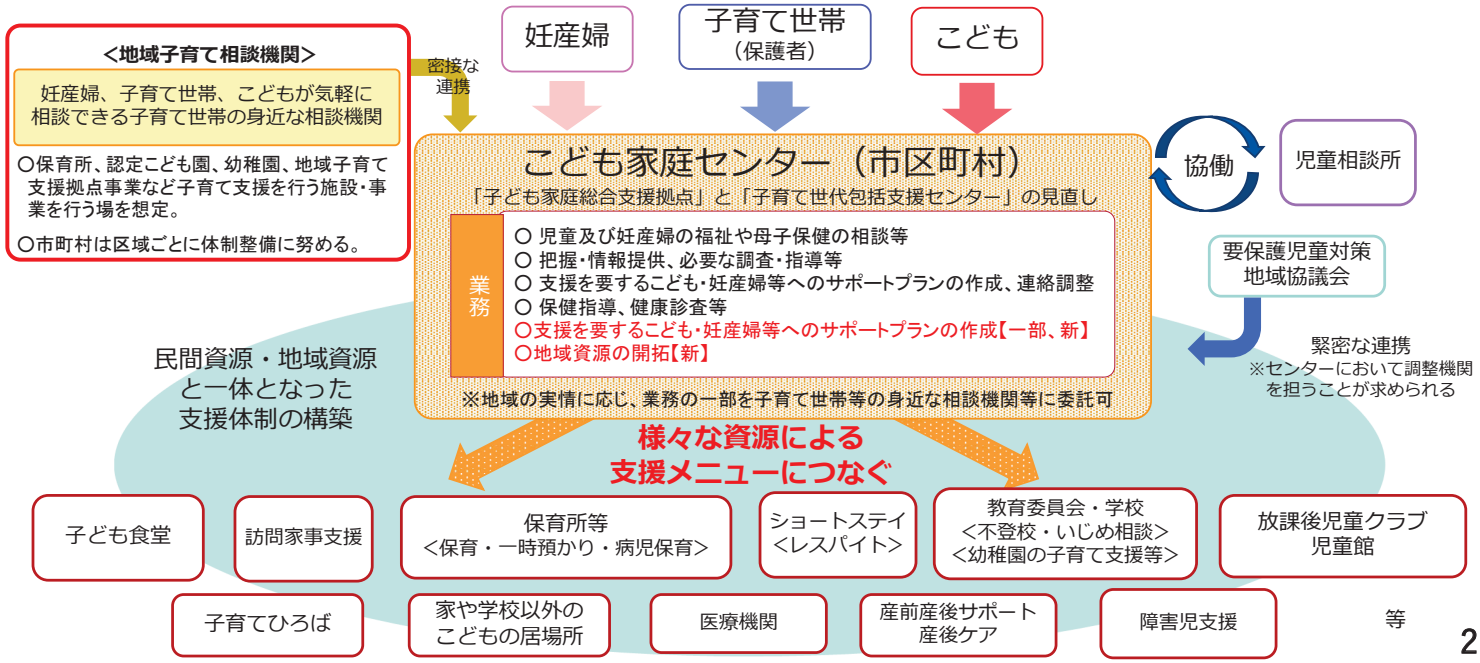

2

市区町村における子育て家庭への支援の充実（１．②関係）

○　要支援・要保護児童（※１）は約23万人、特定妊婦（※２）は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。
※１　保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童　　※２　出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦

○　地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。

○　市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が利用勧奨・措置を実施する。

新設

子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。
  例）調理、掃除等の家事、こどもの送迎、子育ての助言　等

児童育成支援拠点事業（学校や家以外のこどもの居場所支援）

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う
  例）居場所の提供、食事の提供、生活リズムの調整、学習支援、関係機関との調整　等

親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達の状況等に応じた支援を行う。
  例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法でこどもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング）　等

拡充

子育て短期支援事業

- 保護者がこどもと共に入所・利用可能とする。こどもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- 専用居室・専用人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

一時預かり事業

- 子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

✓ 市区町村の計画的整備
✓ 子ども・子育て交付金の充当

3

都道府県等・児童相談所による支援の強化（２．関係）

○　児童相談所の業務負荷が著しく増大する中で、民間と協働し、支援の強化を図る必要がある。

○　このため、民間に委託した場合の在宅指導措置の費用を施設等への措置の費用と同様に義務的経費にするとともに、

①　措置解除等の際に親子の生活の再開等を図るため、親子再統合支援事業を制度に位置づける。

②　家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、里親支援センターを児童福祉施設として位置づける。

○　妊婦に対する寄り添いや心理的ケア、出産支援、産後の生活支援など支援を必要とする妊婦に対する包括的な支援事業を制度に位置づける。

＜親子再統合（親子関係再構築）支援事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）＞

- 親子の再統合（親子関係の再構築等）が必要と認められる児童とその保護者を対象
- 児童虐待の防止に資する情報の提供、相談、助言等を行う。
  例）ピア・カウンセリング、心理カウンセリング、保護者支援プログラム　等

＜里親支援センターの設置＞

- 里親の普及啓発、里親の相談に応じた必要な援助、入所児童と里親相互の交流の場の提供、里親の選定・調整、委託児童等の養育の計画作成といった里親支援事業や、里親や委託児童等に対する相談支援等を行う。
- 里親支援の費用を里親委託の費用と同様に義務的経費とする。

＜妊産婦等生活援助事業（都道府県等の事業※都道府県、市、福祉事務所設置町村）＞

- 家庭生活に支障が生じた特定妊婦等とそのこども（親に頼ることができない、出産に備える居宅がない等）を対象
- 住居に入居させ、又は事業所等に通所、訪問により、食事の提供などの日常生活の支援を行う。養育に関する相談・助言、関係機関との連絡調整（産後の母子生活支援施設等へのつなぎ等）、特別養子縁組の情報提供等を行う。

4

社会的養育経験者の自立支援（３．①関係）

○　施設入所等の措置等を解除された者等（措置解除者等）の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うことについて、都道府県が行わなければならない業務にするとともに、

①　児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等を弾力化する、

②　生活・就労・自立に関する相談等の機会や措置解除者等の間の相互相談等の場を提供する事業を制度に位置づける。

※　措置解除者等：年間7,964人（令和元年度）

＜児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等の弾力化＞

➢　年齢要件について都道府県知事が認めた時点まで児童自立生活援助の実施を可能（※）にするとともに、教育機関に在学していなければならない等の要件を緩和する。

※　満20歳以降も児童自立生活援助事業を活用して同じ施設等に入所等し続けることを可能とする。

【改正前】

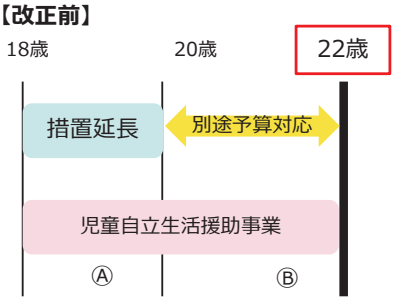

Ⓐ：義務教育を終了した児童等の満20歳に満たない者で、措置等を解除された者等

Ⓑ：高等学校の生徒、大学生、その他の生徒又は学生で満20歳に達した日から満22歳に達する年度の末日までの間の者で満20歳に達する日の前日までに自立生活援助を利用していた措置解除者等

【改正後】

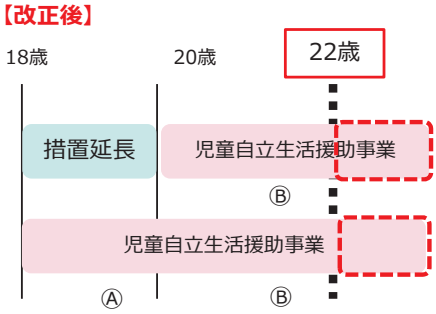

Ⓐ：義務教育を終了した児童等の満20歳に満たない者で、措置等を解除された者等

Ⓑ：満20歳以上の措置解除者等で高等学校の生徒、大学生その他のやむを得ない事情により自立生活援助の実施が必要と都道府県知事が認めた者

＜社会的養護自立支援拠点事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市**）＞**

➢　措置解除者等や自立支援を必要とする者（※）を対象

※　例えば、一時保護をされたが措置には至らなかった場合、施設に入所等しながら退所後を見据えた利用を行う場合、施設の退所等の後に利用する場合

➢　相互の交流を行う場所を開設し、対象者に対する情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う。

5

こどもの意見聴取等の仕組みの整備（４．関係）

○　都道府県等において、引き続き、こどもの権利擁護の取組みを推進するため、

①　こどもの権利擁護の環境整備を行うことを都道府県等の業務として位置づけ、

②　都道府県知事又は児童相談所長が行う措置等の決定時において、こどもの意見聴取等を行うこととし、

③　こどもの意見表明等を支援するための事業を制度に位置づけ、その体制整備に努めることとする。

＜こどもの権利擁護に係る環境整備＞

➢　都道府県知事又は児童相談所長が行う意見聴取等や入所措置等の措置、児童福祉施設等における処遇について、都道府県の児童福祉審議会等（※）による調査審議・意見具申その他の方法により、こどもの権利擁護に係る環境を整備することを、都道府県等の業務とする。

※　児童福祉法に基づき都道府県に設置され、こども等の福祉に関する事項を調査審議し、また関係行政機関に意見具申することができる。

＜児童相談所や児童福祉施設における意見聴取等＞

➢　都道府県知事又は児童相談所長が行う在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、指定発達支援医療機関への委託、一時保護の決定時等（※）に意見聴取等を実施

※　措置等の解除、停止、変更、期間の更新の時点についても同様。一時保護など緊急で意見聴取等の時間がない場合は事後も許容。

➢　こどもの最善の利益を考慮するとともに、こどもの意見又は意向を勘案して措置等を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他のこどもの事情に応じ意見聴取その他の措置を講じなければならない。

＜意見表明等支援事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市**）＞**

➢　児童相談所長等の意見聴取等の義務の対象となっているこども等を対象

➢　こどもの福祉に関し知識又は経験を有する者（意見表明等支援員）が、意見聴取等により意見又は意向を把握するとともに、それを勘案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整等を行う。

6

一時保護の開始時の司法審査等（５．関係）

＜一時保護開始時の適正手続の確保（司法審査）＞

○　一時保護の適正性の確保や手続の透明性の確保のため、一時保護開始の判断に関する司法審査を導入する。

- 裁判官が発付する一時保護状による方法（事前又は保護開始から７日以内に児童相談所は書面で請求）とする。
- 対象として、親権者等が一時保護に同意した場合や請求までに一時保護を解除した場合等は除く。
- 児童虐待のおそれがあるときなど、一時保護の要件を法令上明確化。その要件に該当するときは、明らかに一時保護の必要がないと認めるときを除き、裁判官は一時保護状を発付する。
- 一時保護状発付の請求が却下された場合、一時保護を解除した際にこどもの生命及び心身に重大な危害が生じるおそれがあるときには、児童相談所からの不服申立手続を設ける（却下の翌日から３日以内にその取消を請求）

＜一時保護施設の設備・運営基準の策定等＞

○　ケアの困難度が高いこどもの入所という一時保護施設の特性を踏まえ、新たに設備･運営基準を策定し、下記の内容等を規定する。

・一時保護施設におけるケアの質を外部の視点でチェックし、必要な改善につなげるため、一時保護施設が第三者評価を受けることとする。

○　児童相談所が措置を講じるに当たって、地方自治体、医療機関、医学に関する大学、児童福祉施設、こどもが在籍する学校など関係機関から、情報の提供や意見の開陳など必要な協力を求めることができることを明記する。

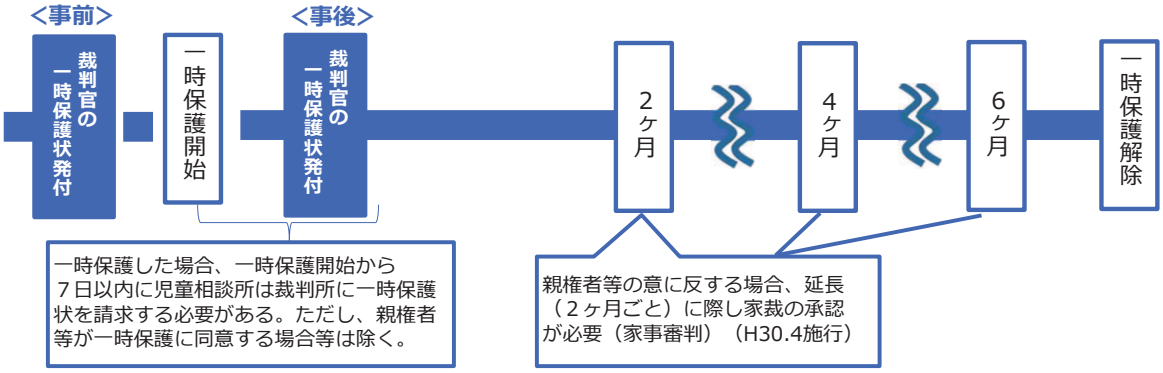

7

こども家庭福祉の実務者の専門性の向上（６．関係）

○こども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、まずは、一定の実務経験のある有資格者や現任者について、国の基準を満たした認定機関が認定した研修等を経て取得する認定資格（こども家庭ソーシャルワーカー）を導入する。

○この新たな認定資格は、児童福祉司の任用要件を満たすものとして児童福祉法上位置づける（※１）。また、現場への任用が進むよう、児童相談所のスーパーバイザーになりやすい仕組み（概ね５年→概ね３年の実務経験（※２））や施設等に配置するインセンティブを設定する。

※１：児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について的確な措置を実施するのに十分な知識等を有する者として規定し、認定機関の認定の枠組み等は下位法令等に規定。

※２：要件の短縮は、他のソーシャルワークの現場での経験があるなど、こども家庭福祉の実践的な能力がある場合に限ることとする。

○新たな認定資格の取得状況その他の施行の状況を勘案するとともに、下記（※）の環境を整備しつつ、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者に関して、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、認定資格の施行（R6.4）後２年を目途として検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。（◎）

※その者が実施すべき業務の内容、必要な専門的な知識・技術や教育課程の内容の明確化、養成するための必要な体制の確保、その者がその能力を発揮して働くことができる場における雇用の機会の確保

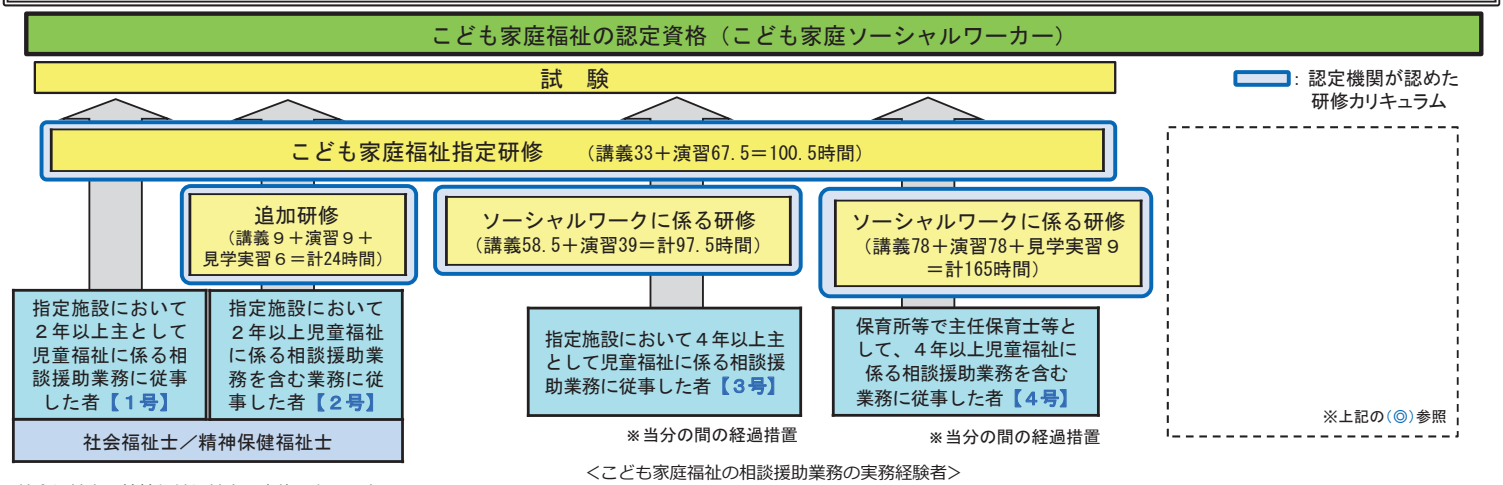

＜社会福祉士・精神保健福祉士の資格を有する者＞
指定施設において２年以上主として児童福祉に係る相談援助業務に従事した者【１号】のほか、指定施設において２年以上児童福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者【２号】も対象。

＜こども家庭福祉の相談援助業務の実務経験者＞
指定施設において４年以上主として児童福祉に係る相談援助業務に従事した者【３号】が対象。

＜保育所等で勤務する保育士＞
地域連携推進員・保育所長・主任保育士・副主任保育士等のいずれかで、４年以上児童福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者【４号】が対象。

8

児童をわいせつ行為から守る環境整備（７．関係）
（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）

改正事項		保育士（児童福祉法）（改正前）	教員（教育職員免許法等）	保育士（児童福祉法）（改正後）
①欠格期間	禁錮以上の刑に処せられた場合	執行を終わった日等から起算して**２年**	**期限なし** ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり	**期限なし** ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり
	罰金の刑に処せられた場合	児童福祉関係法律の規定による場合に、執行を終わった日等から起算して**２年**	－	児童福祉関係法律の規定による場合に、執行を終わった日等から起算して**３年**
	登録取消・免許状失効等による場合	登録取消の日から起算して**２年**	免許状失効等の日から**３年**	登録取消の日から起算して**３年**
②登録取消等の事由	登録の取消・免許状失効等を行わなければならない場合	＜取消事由＞ ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合	＜取消事由＞ ・欠格事由に該当するに至った場合 ・教職員が懲戒免職等の処分を受けた場合 （**わいせつ行為を行った場合には、原則として懲戒免職とするよう求めている**）	＜取消事由＞ ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合 **・わいせつ行為を行ったと認められる場合**
	登録の取消・免許状失効等を行うことができる場合	＜取消事由＞ ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合	＜取消事由＞ ・教員にふさわしくない非行の場合 ・故意による法令違反の場合	＜取消事由＞ ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合
③わいせつ行為を行った者の再登録等の制限		欠格期間経過後は再登録の申請が可能	**わいせつ行為を行ったことにより免許状が失効等した者については、その後の事情から再免許を授与するのが適当である場合に限り、再免許を授与することができる**（※）	**わいせつ行為を行ったことにより登録を取り消された者等については、その後の事情から再登録が適当である場合に限り、再登録することができる**
④わいせつ行為により登録取消・免許状失効した者の情報把握（データベースの整備）		－	**わいせつ行為により免許状が失効等した者の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った教員の情報を、教員を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する**（※）	**わいせつ行為により保育士の登録を取り消された者等の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った保育士の情報を、保育士を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する**

⑤そのほか、わいせつ行為を行ったベビーシッターについては、児童福祉法に基づく事業停止命令等の情報について公表できること等を規定することにより、利用者への情報提供を図る。

注　わいせつ行為とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和３年法律第57号。以下「法」という。）第２条第３項に規定する「児童生徒性暴力等」を指す。
※　法の規定に基づく対応

（ii）　改正児童福祉法を踏まえた県の取組み

１．こども家庭センターの設置促進等市町村への支援
・市町村に対する母子保健と児童福祉を一体化した相談機関である「こども家庭センター」の設置促進（R6.5.31 現在 熊本市含め 36 市町村設置、21 頁参照）
・市町村と児童家庭支援センターの連携会議の開催等による更なる児童相談体制の強化
・市町村要保護児童対策地域協議会の活性化支援（市町村要保護児童対策調整機関の調整担当者研修等の実施）

２．里親支援センターの設置
・児童福祉施設と位置づけられた里親支援センターを 4 月に 2 カ所認可して設置
①養育家庭支援センターきらきら（社会福祉法人慈愛園）
②県南里親支援センター優里の会（NPO 法人優里の会）

３．特定妊婦等への支援
・支援計画を策定するコーディネーターの配置や相談支援、対象者が安心して過ごすことができる居場所の提供などを行う、妊産婦等生活援助事業を実施（補助事業）

４．社会的養育経験者の自立支援
・自立支援を要する年齢要件の弾力化を図るとともに、生活・就労・自立に関する相談等の機会や措置解除者等の相互相談の場を提供する自立支援事業を実施（NPO 法人ブリッジフォースマイルに委託）

５．子どもの権利擁護の取組みの推進
・児童相談所が関わる児童に対する意見表明等支援事業を実施（NPO 法人トナリビトに委託）

６．一時保護施設の設備及び運営に関する基準条例の制定
・ケアの困難度が高い子どもの入所という一時保護所の特性を踏まえ、新たに基準条例を制定予定

（iii）　その他の県の取組み

〇県ヤングケアラー相談支援センターによる相談対応やピアサポート、オンラインサロン、関係機関職員への研修等実施によるヤングケアラーへの支援
〇児童虐待対応関係機関連絡会議の実施による連携強化
※県警察本部、県及び熊本市の本庁主管課、３つの児童相談所による連絡会議
〇児童虐待防止講演会の開催等県民に対する意識醸成（令和 6 年 11 月予定）
〇困難に直面する学生等に対し、生活支援物資の提供等をきっかけとした相談支援を行う取組みをモデル的に実施
〇熊本県社会的養育推進計画（令和 2 年度～令和 11 年度）を見直し、年度内に改定予定

(参考)

市町村児童相談窓口

令和6年5月31日現在

地域振興局	市町村名	担当課名	担当班(係)名	電話番号	備　考	こども家庭センター
	熊本市	中央区　保健こども課	児童支援班	096-328-2451		○
		東区　保健こども課	児童支援班	096-367-9131		○
		西区　保健こども課	児童支援班	096-329-6838		○
		南区　保健こども課	児童支援班	096-357-4135		○
		北区　保健こども課	児童支援班	096-272-1104		○
		熊本市児童相談所		096-366-8181		
		こども局こども福祉部 こども家庭福祉課	養護班	096-366-3030	熊本市要保護児童対策地域協議会の調整機関	
宇城	宇土市	子育て支援課	こども家庭センター	0964-27-3322		○
	宇城市	こどもセンター	子育て包括支援係	0964-33-1118		○
	美里町	こども応援課	こども家庭センター	0964-42-6550		○
玉名	荒尾市	すこやか未来課	こども相談係	0968-63-1143		○
	玉名市	子育て支援課	女性・子ども相談室 (こども家庭センター)	0968-75-1410		○
	玉東町	保健こども課	こども家庭センター	0968-85-6557	こども家庭センター直通	○
	和水町	保健子ども課	子ども家庭係	0968-86-5730		○
	南関町	福祉課	こども未来推進室	0968-57-8553	こども家庭センター直通	○
	長洲町	子育て支援課	子育て世代総合支援係	0968-78-4189	子育て世代総合支援センター 「はぐくみ館」	
鹿本	山鹿市	健康増進課	こども家庭センター	0968-43-0050		○
		子ども課		0968-41-5532		
菊池	菊池市	子育て支援課	こども・女性相談係	0968-25-7214	内線　1229	○
	合志市	こども家庭課	女性・こども家庭班	096-248-1199		○
	大津町	子育て支援課	子育て支援係	096-293-5981		○
	菊陽町	こども家庭相談課	こども家庭相談係	096-232-1117		○
阿蘇	阿蘇市	福祉課	子育て支援係	0967-22-3167		
	南小国町	町民課	保健衛生係	0967-42-1113	町民課直通	○
	小国町	福祉課	子ども未来係	0967-46-2116		○
	産山村	健康福祉課	福祉係	0967-25-2212		○
	高森町	住民福祉課	子ども未来係	0967-62-2911	住民福祉課直通	○
	南阿蘇村	子育て支援課	こども家庭センター	0967-67-2715		○
	西原村	住民福祉課	福祉係	096-279-3111		
上益城	御船町	こども未来課	子育て支援係	096-282-1346	こども未来課直通	○
	嘉島町	福祉課	こども家庭センター	096-237-2576	福祉課直通	○
	益城町	こども未来課	子育て支援係	096-286-3117		○
	甲佐町	福祉課	子ども支援係	096-234-1114		○
	山都町	福祉課	子育て支援係	0967-72-1229	福祉課直通	○
八代	八代市	こども未来課	こども家庭総合支援係	0965-45-5523 0965-33-4452	(こども未来課直通) (市民相談室直通)	○
	氷川町	福祉課	こども家庭センター	0965-62-3456	宮原福祉センター内	○

(参考)

市町村児童相談窓口

令和6年5月31日現在

地域振興局	市町村名	担当課名	担当班(係)名	電話番号	備　考	こども家庭センター
芦北	水俣市	こども子育て課	こども家庭センター	0966-61-1667 0966-63-2738	(こども家庭センター直通) (相談専用ダイヤル)	○
	芦北町	福祉課	児童家庭係	0966-82-2511	内線　154	○
	津奈木町	ほけん福祉課	福祉班	0966-78-5555		
球磨	人吉市	こども未来課	子育て応援係	0966-22-2111	内線　1221，1222	○
	錦町	住民福祉課	福祉係	0966-38-1112		
	多良木町	福祉課	子育て支援係	0966-42-1255		○
	湯前町	保健福祉課	子ども･子育て支援係	0966-43-4112		
	水上村	保健福祉課		0966-44-0313		
	相良村	保健福祉課	福祉係	0966-35-1032		
	五木村	保健福祉課	児童福祉施設係	0966-37-2214		
	山江村	健康福祉課	福祉係	0966-35-6650	子ども子育て相談室直通	○
	球磨村	保健福祉課	福祉係	0966-32-1112		○
	あさぎり町	生活福祉課	こども家庭センター	0966-45-5133	免田保健センター内 こども家庭センター直通	○
天草	天草市	子育て支援課	子ども相談係	0969-27-5400	こども家庭センター(児童福祉機能) (相談専用電話)0969-22-0404	○
	上天草市	子育て支援課	子育て支援係	0969-28-3351		○
	苓北町	福祉保健課	社会福祉班	0969-35-1263		○

36市町村

40カ所

県内の児童家庭支援センター設置状況

	所管地域	名称	実施主体	開設年月
1	荒尾市、玉名市、玉名郡、山鹿市	キッズ・ケア・センター	社会福祉法人慈愛園 (児童養護施設シオン園)	平成11年10月
2	阿蘇市、阿蘇郡、菊池市、 合志市、菊池郡	ふわり	社会福祉法人やまなみ会	令和2年12月
3	宇土市、宇城市、 下益城郡、上益城郡	ぽぴんず	ＮＰＯ法人ポピンズくまもと	令和3年9月
4	八代市、八代郡	とら太	ＮＰＯ法人とら太の会	令和3年9月
5	水俣市、芦北郡	オリーブの木	社会福祉法人光明童園 (児童養護施設光明童園)	令和3年2月
6	人吉市、球磨郡	ゆかりの木	社会福祉法人つつじヶ丘学園 (障がい児入所施設多良木学園)	令和3年11月
7	天草市、上天草市、天草郡	虹	社会福祉法人啓明会 (障がい児入所施設天草学園)	令和3年3月
8	熊本市	アグリ (※熊本市所管)	社会福祉法人熊本市社会福祉協会 (熊本乳児院)	令和3年4月

○熊本県社会的養育推進計画について

・令和２年３月に熊本県社会的養育推進計画を策定。
計画期間：令和２年度（2020 年度）～令和 11 年度（2029 年度）の 10 年間

◎施策の柱
・当事者である子どもの権利擁護の取組み
・市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた熊本県の取組み
・里親等への委託の推進に向けた取組み
・特別養子縁組等の推進のための支援体制構築等に向けた取組み
・施設の小規模・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組み
・一時保護改革に向けた取組み
・社会的養護自立支援の推進に向けた取組み
・児童相談所の強化等に向けた取組み

※主な取組状況については、別添資料参照

・令和６年度は、熊本県社会的擁護推進会議、ワーキングチーム及びこども会において、進捗管理や協議を行う予定。

・また、令和６年３月にこども家庭庁から、次期計画策定要領が発出。これを受け、令和６年度中に見直しを行い、令和７年度～令和１１年度の次期計画を策定予定。

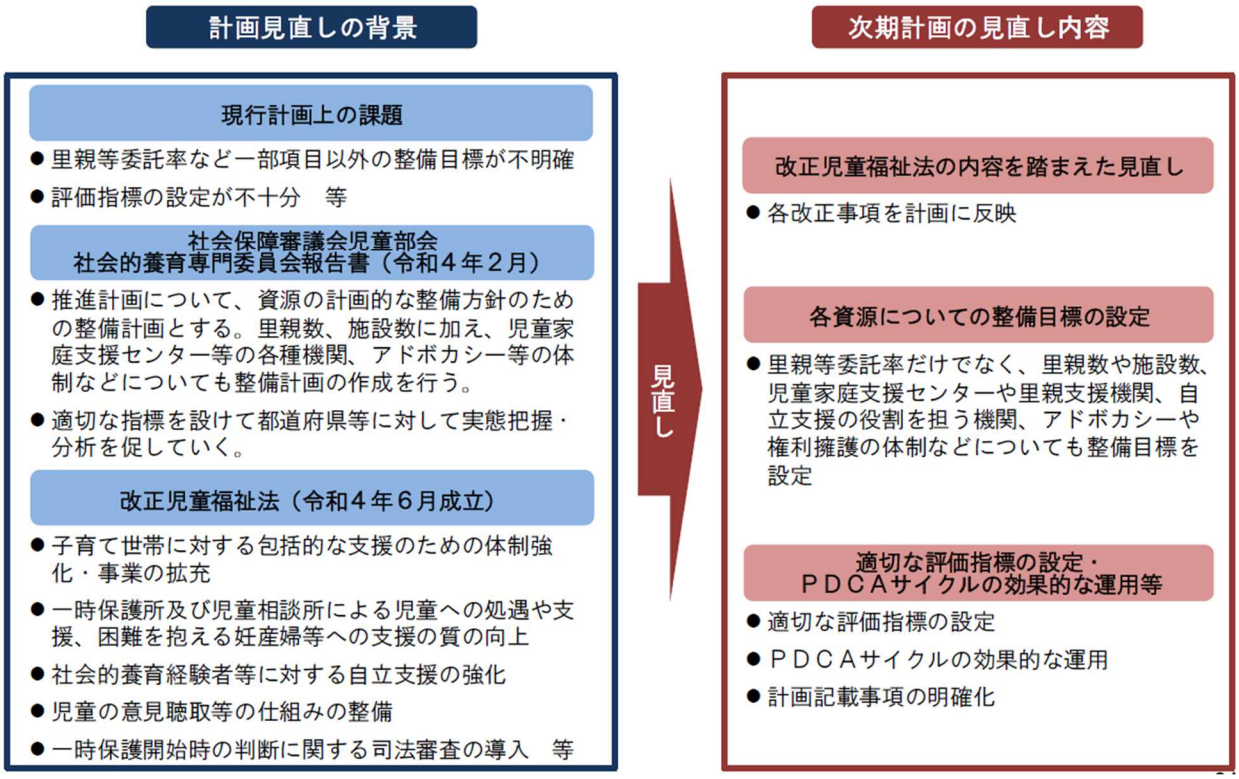

（3）関係機関の取組み

熊本県公立高等学校長会	令和5年度活動状況
	校長会の委員会活動において、心身の健康、人権問題等の課題を協議した。また、九州地区人権教育研究協議会や全国高等学校研究協議会での情報を収集し、全会員に情報提供を行った。
	令和6年度取組（計画）
	校長会の各種委員会活動の充実。 関係団体との連携を強化し、生徒の健全育成及び支援に努める。

熊本県国公立幼稚園・こども園会	令和5年度活動状況
	・当会で、虐待等について協議したことはありません。個別の事案については、発生した園で対応しています。虐待事案については、年々増えていると実感しています。
	令和6年度取組（計画）
	特になし

熊本県私立中学高等学校協会	令和4年度活動状況
	熊本県私立中学高等学校事務長会　講演会 講演「子どもへの性暴力～その理解と支援について～」 講師　波口恵美子氏　（公財）くまもと被害者支援センター

熊本県私立幼稚園連合会	令和5年度活動状況
	各園において、ここ数年、児童相談所からの問い合わせが増えてきているとの事。その後、事件性に発展した旨の報告はきいていません。 連合会への直接の問い合わせ等はないので、件数等は不明です。
	令和6年度取組（計画）
	各園において、ここ数年、児童相談所からの問い合わせが増えてきているとの事。その後、事件性に発展した旨の報告はきいていません。 連合会への直接の問い合わせ等はないので、件数等は不明です。

熊本県教育庁学校安全・安心推進課	令和5年度活動状況
	○児童虐待に関する電話相談件数・・・18件（全724件中） ○SSW活用事業における児童虐待に係る支援件数 ・・・小中学校　98件（全3,302件中）、県立学校　15件（全864件中） ○SC活用事業における児童虐待に係る支援件数 ・・・小中学校　122件（全16,058件中）、県立学校　30件（全5,002件中）
	令和6年度取組（計画）
	○児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検フォローアップを行う。 ○児童虐待防止月間の趣旨の周知とともに、児童虐待の防止に向けた学校等における取組をより一層推進するよう、公立幼稚園、各小中学校及び県立学校に指導する。

熊本県教育庁社会教育課	令和5年度活動状況
	①電話相談件数：150件　※児童虐待に関する相談はなし ②令和5年度（2023年度）家庭教育相談事業（すこやか子育て電話相談）相談員研修会 【参加人数】：4人 【内容】 １　事業内容 「すこやか子育て電話相談」基本方針 「昨年度の実績について」 「服務について」 ２　協議・情報交換等 「電話相談の対応等について」 ③広報啓発カードの配布 ・小学校入学予定者（小学新1年生）への配布（令和6年3月配布）
	令和6年度取組（計画）
	○電話相談：平日の17:00から21:00、土曜日の13:00から17:00に実施。（年間290日実施予定） ○令和6年度（2024年度）家庭教育相談事業「すこやか子育て電話相談」相談員研修会実施 ※令和6年（2024年）4月24日（水）実施 ○3月に小学校新1年生へ広報啓発カードを配布予定

熊本県教育庁体育保健課	令和5年度活動状況 要保護児童に特化したことではないが、県内13ブロックで、精神科医、小児科医、臨床心理士、精神保健福祉士、校長、養護教諭がチームを編成し、不登校等児童生徒の心の健康問題における学校の対応に関するアドバイスを行った。 各ブロックで開催する研修会では、事例検討や個別相談等をとおして、学校の組織的対応力を高めた。 令和6年度取組（計画） 5月に実施する県全体の説明会において、事業の趣旨を周知し、関係者で共通理解を図った上で事業の推進を図る。

熊本県児童家庭支援センター協議会	令和5年度活動状況 ①8センター、総相談件数15，745件のうち、虐待相談延べ合計2，444件 ②児童虐待対応に係る市町村及び児童家庭支援センターとの連携会議を熊本県と共催 「児童家庭支援センターと市町村の連携のあり方について」行政説明、各地区に分かれて意見交換 参加者　85名 ③熊本県児童家庭支援センター協議会連絡会 行政説明・基調報告・意見交換等　参加者33名 ④困難を抱える子どもたちへの支援検討会議（浄土真宗西本願寺派熊本教区教務所との共催） 行政説明・児童家庭支援センターについて・熊本教区の取組について・意見交換） 参加者　45名 ⑤熊本県内市町村要保護児童対策地域協議会及び福祉課等への研修会講師（12箇所・坂口会長） ⑥親と子のための相談LINE（ぽぴんず） 令和6年度取組（計画） ①九州地区児童家庭支援センター協議会で、九州一円で連携してオレンジリボン啓発運動計画中 （自転車で各県のセンターを結ぶような取り組み） ②児童虐待対応に係る市町村及び児童家庭支援センターとの連携会議 ③熊本県児童家庭支援センター協議会連絡会 ④困難を抱える子どもたちへの支援検討会議（浄土真宗西本願寺派熊本教区教務所との共催） ⑤熊本県内市町村要保護児童対策地域協議会及び福祉課等への研修会講師派遣 ⑥親と子のための相談LINE（ぽぴんず）

熊本県里親協議会	令和5年度活動状況 里親協議会役員会　3回 そらいろマルシェ　1回 さとおや時間交流会　10回 アドボカシーの研修会　1回 里親の小さな勉強会　5回 特別養子縁組家族交流会 3回 令和6年度取組（計画） 里親サロン開催　多数 そらいろマルシェ1回 特別養子縁組交流会　3回 慈恵病院との交流　1回予定 役員会　4回 各支部理事会　複数回

熊本県ファミリーホーム協議会	令和5年度活動状況 ファミリーホームに委託されている児童の福祉増進・家庭養護の充実発展を図るため、情報交換や相互支援、事業制度の普及啓発を行い、社会的養護を必要とするすべての児童が家庭的な環境で暮らすことのできる社会の実現に向けて活動に取り組んだ。 (1)　概ね一ヵ月に一回の定例交流会 (2)　養育者同士の交流・共助・支援 (3)　ファミリーホーム制度の普及啓発 (4)　里親支援機関、関係機関との連携、協力 (5)　児童福祉の知識・理解を習得するための場を設ける（勉強会など） (6)　行政と定期的に社会的養護に係る情報交換、意見交換 (7)　ホームページ・会報で地域社会に開かれた会として活動を内外問わずに発信 (8)　新規ファミリーホームの開設サポート、里親委託率促進 (9) 九州ファミリーホーム協議会研究会2023熊本大会の開催 令和6年度取組（計画） 前年度の活動を継続しながら、更に家庭養護促進のため活動に取り組む。 (1)　概ね一ヵ月に一回の定例交流会 (2)　養育者同士の交流・共助・支援 (3)　ファミリーホーム制度の普及啓発 (4)　里親支援機関、関係機関との連携、協力 (5)　児童福祉の知識・理解を習得するための場を設ける（勉強会など） (6)　行政と定期的に社会的養護に係る情報交換、意見交換 (7)　ホームページ・会報で地域社会に開かれた会として活動を内外問わずに発信 (8)　新規ファミリーホームの開設サポート、里親委託率促進

（熊本フォスタリング機関協議会） 熊本里親支援センター協議会	令和5年度活動状況 令和5年度は、県内3フォスタリング機関で定期的にミーティングを行い、虐待等で親と暮らせない子どもの養育の担い手である里親への養育支援を実施。また、委託された子どもとの面接を通して、委託児童の権利擁護へと繋げた。 令和6年度取組（計画） 令和6年度も、協議会として定期でのミーティングを行い、虐待等で親と暮らせない子どもの養育の担い手である里親への養育支援を実施する。また地域にある子どもに携わる機関に対して社会的養護、里親制度についての周知啓発を行う。子どものとの面接を通した権利擁護についても継続して行う。

熊本県民生委員児童委員協議会	令和5年度活動状況 令和5年度市町村民生委員児童委員協議会会長研修会の開催 (1)日　時　　令和5年7月25日(火)～26日(水) (2)対象者　　単位民児協会長　73名 (3)テーマ　　こども家庭庁発足における関係機関との連携 　　児童虐待に対する民児協の取組み及び関係機関との連携 令和5年度熊本県主任児童委員研修会の開催 (1)日　時　　令和5年9月19日(火) (2)対象者　　県内主任児童委員　92名 (3)テーマ　　子育て環境の現状と地域における見守り支援、児童委員と主任児童委員の連携 令和6年度取組（計画） 令和6年度熊本県主任児童委員研修会の開催 (1)日　時　　令和6年9月19日(木) (2)対象者　　県内主任児童委員　約230名 (3)テーマ　　「児童をとりまく現状と地域の支援について」

熊本県養護協議会	令和5年度活動状況 〇研修会・講演会の開催 ・機関連携研修会 （6月） ・熊本県養護協議会新任職員現任訓練 （10月） ・熊本県養護協議会性教育研修会 （12月） ・熊本県養護協議会講演会 （2月） 〇スポーツ大会の開催 ・熊本県児童福祉施設球技大会 （7月・8月） ・熊本県児童福祉施設親善秋季スポーツ大会 （10月） 令和6年度取組（計画） 〇研修会・講演会の開催予定 ・被措置児童等虐待防止研修会 （6月） ・熊本県養護協議会機関連携研修会 （7月） ・熊本県養護協議会新任職員現任訓練 （10月） ・熊本県養護協議会性教育研修会（12月） ・熊本県養護協議会講演会 （2月） 〇スポーツ大会の開催予定 ・熊本県児童福祉施設球技大会 （7月） ・熊本県児童福祉施設親善秋季スポーツ大会 （10月）

熊本県弁護士会	令和5年度活動状況 ①子どもの人権相談窓口の実施　毎月第3土曜日　午後2時～4時（令和5年度の相談件数：25件） ②子どもの人権相談拡大版として、夏休み相談会（8／21～23）を実施（相談件数：1件） ③①、②の広報のため、名刺サイズのカードを作成し、県内の中学・高校の全生徒へ配布 ④「児童虐待への法的実務対応の研修」の実施。実施日：9／29、講師：浜田真樹弁護士、参加者：弁護士及び児童相談所職員、参加人数：93名（Zoomでのオンライン参加含む） 令和6年度取組（計画） ①子どもの人権相談窓口の実施　毎月第3土曜日　午後2時～4時 ②相談窓口についての生徒向けの広報 ③子どもの人権相談会拡大版の実施 ④シンポジウムの実施

熊本地方法務局人権擁護課

令和5年度活動状況

①児童に対する暴行・虐待に関する相談（電話・面談）　27件（うち児童相談所への通報1件）
②会議・研修会・講習会等　下表のとおり
③広報・啓発活動の内容　下表のとおり
④「こどもの人権SOSミニレター」
　平成18年度から実施しており、令和5年度は、県内全小・中学校の全学年に同レターを約17万1千通、児童擁護施設、児童相談所、図書館及びこども食堂に約5千通配布し、91通91件の相談が寄せられた。そのうち1件については、人権擁護機関として関与を行い、調整・啓発等を行った。

会議・研修会・講習会等の名称	内　容　等	参加人数
【会議】県連こども人権委員会（年5回開催）	委員会の運営及び啓発活動等について	延べ約103名
【会議】各地区協議会こども委員会	各委員会の運営及び啓発活動等について	延べ約560名

広報・啓発活動	内　容　等	回数・対象者等
講演会（人権教室）	幼稚園・保育園から高校まで、各学年に応じた人権教室を実施し、こどもの人権に関するDVD等の上映、紙芝居、意見交換会等の人権啓発を実施	205回、17，047名 園児・児童・生徒・保護者
テレビ・新聞・広報等	「人権の花」イベントの紹介、「こどもの人権110番」強化週間の周知に関する広報等	1テレビ局 2地域ケーブルテレビ 3新聞社 各自治体広報誌　回数（未集計）
ポスター・パンフ配布等	こどもの人権一般に関するリーフレット、「こどもの人権110番」強化週間周知のためのポスター等配布	小中学校、関係機関、報道機関、金融機関　約3，700枚
その他	「こどもの人権SOSミニレター」を、県内全小・中学校、児童擁護施設、児童相談所及び図書館に配布	約175，800枚

令和6年度取組（計画）

昨年度同様、引き続き「こどもの人権SOSミニレター」、「こどもの人権110番」、「インターネットによる相談」、「SNS（LINE）による人権相談」などの相談業務を実施し、児童虐待を始めとするこどもに対する人権侵害事案の調査・救済に努める。また、いわゆる「旧統一教会」問題において、宗教との関わりに起因してこどもの権利・利益が脅かされるといった相談があれば、その主訴に応じ、関係機関と連携して対応する。
　さらに、例年実施している「人権教室」等の啓発活動については、各種取組等を通じて、一層の人権尊重思想の啓発を推進する予定である。

熊本県警察本部人身安全対策課

令和5年度活動状況

①　令和5年中の警察から児童相談所への通告児童数　1，828人（前年比+159人）
【内訳】身体的虐待344人、性的虐待1人、ネグレクト110人、心理的虐待1，373人
　　（うち面前DV1，098人）
※上記は、令和5年1月から同年12月までの統計

②　児童虐待対応関係機関連絡会議の開催
【参加機関】〈熊本県〉子ども家庭福祉課、子ども未来課、学校安全・安心推進課、私学振興課、
　　熊本県中央児童相談所、熊本県八代児童相談所
　　〈熊本市〉こども家庭福祉課、保育幼稚園課、学校教育部総合支援課、熊本市児童相談所
　　〈警察〉　人身安全対策課

令和6年度取組（計画）

①　虐待を受けたと思われる児童を発見した際、速やかに児童相談所に通告する。
②　児童虐待対応関係機関連絡会議を開催し、より一層の連携強化を図る。

熊本県警察本部生活安全企画課

令和5年度活動状況

①　SNSに起因する少年の非行・犯罪被害防止対策～保護者向け啓発冊子「スマホに弱い大人の教科書」（熊本県警察発行）を県警ホームページに掲載 し、保護者等に対する情報発信を行うとともに、同冊子を2万部増刷し、県内全ての令和6年度新中学1年生の保護者等に配布した。また、「犯罪実行者（闇バイト）募集情報」に対する注意喚起用チラシ（2万部）を作成し、児童・生徒、保護者等に配布した。
②　少年相談業務～少年相談電話「肥後っ子テレホン」において、少年、保護者等から少年の非行、犯罪被害等に関する相談を115件受理した。
③　非行防止教室等の実施～警察本部及び各警察署において、非行防止教室、薬物乱用防止教室等を416回実施した。また、、「薬物乱用防止教室のしおり」（5万部）を作成し、児童・生徒に配布した。
④　スクールサポーターの配置～警察本部及び熊本県内の7警察署にスクールサポーター（警察OB）11人を配置し、各学校等と連携の上、児童・生徒の問題行動等への対応（4，483回）、非行・被害防止教育の支援等（366回）、学校等における児童・生徒の安全確保対策（3，906回）等の活動を行った。
⑤　関係機関等との連携～県内21地区の学校等警察連絡協議会、その上部組織である県学校等警察連絡協議会を開催するとともに、「県学警連だより」発行（4回）による非行実態をはじめとする各種情報の提供や、学校関係者等と協働した街頭補導の実施のほか、学校・警察相互連絡制度の効果的な運用を行った。
⑥　その他～令和4年中における県内の少年非行統計及び少年非行防止に関する資料等を掲載した小冊子「肥後っ子のシグナル」（2万部）を作成し、県下の全小・中・高校に配布したほか、県民に広く配布し、少年の健全育成に対する意識高揚を図った。

令和6年度取組（計画）

①少年相談電話「肥後っ子テレホン」において、少年又は保護者等から非行、犯罪被害等に関する相談を受け付け、必要な助言、指導等を行う。
②警察本部及び各警察署において、非行防止教室、保護者教室等を実施する。
③警察本部及び熊本市内の警察署等6警察署にスクールサポーター（警察OB）10人を配置し、児童・生徒の非行事案への対応、いじめ・校内暴力事案に対する指導・助言を行うため学校へ派遣する。
④県下21地区の学校等警察連絡協議会、その上部組織である県学校等警察連絡協議会において、学校と警察が密接な情報交換と行動連携の強化を図り、生徒・児童の非行防止、被害防止及び安全確保その他健全育成施策を推進する。
⑤令和5年中における県内の少年非行統計及び少年非行防止に関する資料等を掲載した小冊子「肥後っ子のシグナル」（2万部）を県民に広く配布して、少年の健全育成に対する意識高揚を図る。

熊本県医師会	**令和5年度活動状況** ・虐待、母子保健関連文書の郡市医師会及び関係医療機関への周知。 ・熊本県産前・産後母子支援事業報告会・講演会の後援、周知、啓発。 ・市町村と医療機関の連携による妊婦健康診査・産婦健康診査・産後ケア事業の推進・啓発。
	令和6年度取組（計画） ・県内全市町村の妊婦健康診査事業の実施。 ・市町村と医療機関が連携し、妊婦健康診査・産婦健康診査・産後ケア事業の推進・啓発を行う。

熊本県公的病院長会	**令和5年度活動状況** 〔被虐待児等に係る対応〕 当院における児童、DV、高齢者、障がい者等の虐待に係る事項を審議及び調整することを目的とした保護事案検討委員会を組織している。4ヶ月に1度開催する定期報告会では、県内の児童相談所や熊本市の保健子ども課の方にもご参加いただき、当院から児童相談所に通告や情報提供を行った児童に係る情報共有等を行っている。 　また、虐待に関する案件を早期発見し、迅速対応を図ることを目的に週に1回虐待対応作業部会を実施している。ここでは外傷を理由に救急外来を受診した患者をピックアップし、多職種で養育環境に係る懸念や虐待の有無について協議する。その後は必要に応じて児童相談所や行政に情報提供を実施している。 　さらに、虐待が疑われるような児童を発見した場合等、突発的な事案が発生した際には、臨時で委員会を開催している。昨年度は4回開催。昨年度の介入事例の合計は228ケース。うち児童相談所への通告件数は12件。 〔研修会について〕 　昨年度は院内職員、外部関係機関を対象に2回研修会を実施している。 ①「児童虐待対応に関する研修会」 講師：山家純一（保護事案検討委員長）、武藤雄一郎（保護事案検討副委員長） 内容：保護事案検討委員会の活動紹介及び虐待発見時マニュアルの内容（主に初期対応） 形式：YouTube（当院公式チャンネル・限定公開） 参加者数：419名 ②「地域における子ども虐待予防ネットワークづくり」 講師：医療法人井上小児科医院　井上　登生　先生 内容：児童虐待に係る基礎知識や診療時の注意点、対応時の心得等 形式：Webexミーティング 参加者数：35名 〔広報・啓発〕 　上記、虐待対応作業部会に挙げられる症例には家庭内での事故が多く散見される。その中でも異物誤飲や階段等からの転落、チャイルドシートの不適切な使用による外傷が多い。そのような事故について、患者家族に注意を呼びかけるために事故予防に係るポスターの院内掲示やリーフレット配布を実施している。
	令和6年度取組（計画） ・これまで同様に保護事案検討委員会、虐待対応作業部会を開催し、要保護児童への対応を継続していく。 ・院内職員への教育及び啓発を目的として、児童虐待対応に精通した講師の院内講演会の開催を継続。 ・県内の各児童相談所及び医療機関との連携強化を目的に、合同のミーティングを関係機関と共同で開催予定。

熊本県精神科協会	**令和5年度活動状況** ・児童虐待防止月間の啓発ポスターの掲示 ・会員病院、診療所による児童・思春期外来等診療を通じた取組み ・県、熊本市の要保護児童対策地域協議会等への参加
	令和6年度取組（計画） 今年度も上記取り組みを継続

熊本県薬剤師会	**令和5年度活動状況** ・各学校での学校保健委員会に参加して、健康教育や環境教育を支援している。 ・学校薬剤師が医薬品適正使用教育、薬物乱用防止教育のための講演を行った。 ・OTC医薬品の濫用を防止するために資材を活用し、濫用のリスクを含めた啓発や相談対応に取り組んでいる。 ・小冊子「くすりは正しく使ってこそくすり」を児童・生徒へ配布した（9校、約1,000部）。
	令和6年度取組（計画） 上記の取組みに加え、薬局に対して、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合の通告窓口を周知し、速やかに市町村や児童相談所に通告できるよう体制を整える。

熊本県看護協会

令和5年度活動状況

令和5年度も引き続き、当看護協会の重点事業の一つとして「子どもの命を守る推進事業」に取り組んだ
①「命の大切さを伝える」活動として、小中学校、高等学校への出前授業実施
　小学校: 8校11回　510名 ／中学校:26校32回 3,729名（計34校 43回　3,780名）
②保健師職能、助産師職能による合同交流会　　令和5年6月17日（土）開催 参加者数:96名
「母子の笑顔のために～保健師・助産師でつくる母子の地域包括ケア～」
③「思春期にある対象者の理解 ／ 性教育のあり方」研修会　令和5年8月19日（土）開催 参加者:21名
　参加対象者:養護教諭・助産師・保健師他
④「知っていかそう、こどもとその家族への支援」研修会 令和5年11月21日（火）開催 参加者:31名
　参加対象者:看護職
⑤医療的ケア看護職員交流会　令和5年12月16日（土）開催 参加者25名
⑥熊本県子ども医療電話相談事業（＃8000）への支援
⑦「子どもの命と権利を守る活動推進協議会」活動への参画

令和6年度取組（計画）

①「命の大切さを伝える」活動として、小中学校、高等学校への出前授業
②「思春期の対象理解／出前授業への活用」研修会　令和6年7月7日（日）開催予定
　参加対象者:養護教諭・助産師・保健師・看護師
④「知っていかそう、こどもとその家族への支援」研修会 令和6年10月19日（土）開催予定
　参加対象者:看護職
⑤医療的ケアを担当する学校看護師研修会 令和6年8月9日（金）開催予定
　熊本県医療的ケア児支援センター主催、熊本県看護協会・熊本教育委員会共催
⑥熊本県子ども医療電話相談事業（＃8000）への支援
⑦「子どもの命と権利を守る活動推進協議会」活動への参画

熊本市こども家庭福祉課

令和5年度活動状況

①相談対応受付件数:402件
②熊本市要保護児童対策地域協議会の開催
　（代表者会議1回、実務者会議各区1回、進行管理会議各区12回、個別ケース検討会議183回）
③要保護児童対策調整機関調整担当者研修の実施
④熊本市オレンジリボンキャンペーン（児童虐待防止に関する広報・啓発）の実施
　・オレンジリボンサポーター養成講座開催（参加者714名）
　・学校や地域等の関係機関に対し、児童虐待防止啓発用ポスター、リーフレット配布
　・「市政だより」に児童虐待防止に関する特集を掲載、市庁舎ロビーで啓発パネル等掲示
　・市広報紙やラジオ等による広報

令和6年度取組（計画）

①　各区に「こども家庭センター」を設置
　　（すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対する相談支援体制を強化）
②　要保護児童対策地域協議会開催
　　（代表者会議:年1回、実務者会議:各区年1回、進行管理会議:各区月1回、個別ケース検討会議:随時）
③　相談対応能力向上のための職員研修（派遣及び職場内研修）の実施
④　要保護児童対策調整機関調整担当者研修の実施
⑤　児童虐待防止に関する啓発活動の実施
　　（サポーター養成研修の実施、啓発パンフレットやポスター配布、啓発パネル掲示等）
⑥　妊娠相談事業の実施
　　（妊娠内密相談センターによる相談支援、妊産婦等生活援助事業の実施）
⑦「若者・ヤングケアラー支援センター」の開設
　　（若者・ヤングケアラーへの相談支援を強化するため、令和6年10月に専用相談窓口を開設予定）
⑧　家庭支援事業の拡充

熊本市児童相談所

令和5年度活動状況

令和元年度～令和5年度　児童虐待相談対応件数（速報値）

	R1	R2	R3	R4	R5
対応件数	1,114	1,360	1,325	1,425	1,529

令和5年度　一時保護について（速報値）

	保護人数	平均保護日数	最多保護日数
一時保護所	150	42.7	179
一時保護委託	159	35.2	182

令和５年度　虐待種別内訳（速報値）

	対応件数
身体的虐待	420
性的虐待	19
心理的虐待	887
ネグレクト	203

令和6年度取組（計画）

1　児童相談所の体制強化
児童虐待防止対策の強化を図るため、令和6年度から児童相談所内の体制を見直し、主に初動から在宅支援までを担当するこども支援班と主に施設や里親への措置児童を担当するこども養育班の2班体制とすることで、児童虐待をはじめ様々な児童の問題に、迅速且つ適切に対応していく。また、これまで1名だったメタSVを2名にし、こども支援班とこども養育班に配置することでメタSVとの相談やカンファレンスを行いやすくし、判断や対応の迅速化等を図る。

2　里親支援センターの設置
令和4年改正児童福祉法において、里親支援事業を行うほか、里親及び里親に委託される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行う施設として里親支援センターが児童福祉施設として位置づけられることとなった。
継続的に里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に従事する者への支援を提供し、包括的な里親支援を実施してきたことから、引き続き里親支援を包括的に実施する。

熊本県健康福祉部社会福祉課	令和5年度活動状況 生活困窮者自立支援法に基づき、県内各市町村に相談窓口を設置し、生活困窮者に対する就労、家計相談及び子どもの学習支援等を行った。 　中でも子どもの学習支援では、生活保護、生活困窮世帯の子供に対して、塾形式及びSNSを活用した学習支援や家庭訪問による生活習慣、育成環境の改善に関する助言を行った。（令和5年度実績：260人（熊本市除く）） 令和6年度取組（計画） 　子どもの学習支援では、引続き、学習面だけではなく、生活習慣に関する支援、コミュニケーション能力向上に関する支援、子どもへの接し方に悩みや不安がある保護者への相談支援等の家庭の養育環境改善を含めた生活面での支援に取り組む。

熊本県健康福祉部子ども未来課	令和5年度活動状況 〇発達障がい児早期発見・早期支援事業 （1）発達障がいに関する研修会の開催 　発達障がいの早期発見・早期支援について、関係者の資質向上のための研修会を1回（参加者124人）開催した。 （2）発達障がいに関する手引書の配布 　発達障がいに係る啓発を含めた育児に困ったときの手引書として、保護者向け手引書を、約8，500冊増刷し、各市町村を通じて乳幼児の保護者へ配布を行った。 （3）現任保育士等研修事業 　保育課題別重点研修では、児童の虐待防止研修、発達障がい研修等3つの項目で集合型及びオンライン研修を計6回実施し、398人の保育士等が参加した。 〇妊娠・出産包括支援事業 （1）伴走型相談支援の充実や産後ケア事業等の実施に向けた取組み促進 　妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の整備に向け、市町村における伴走型相談支援や産後ケア事業等の実施に係る助言等の支援を行った。 　また、市町村職員を対象とした産後ケア事業に係る研修会を開催した。（参加者62人） 令和6年度取組（計画） 〇発達障がい児早期発見・早期支援事業 （1）発達障がいに関する研修会の開催 　発達障がいの早期発見・早期支援について、関係者の資質向上のための研修会を1回（参加者124人）開催した。 （2）発達障がいに関する手引書の配布 　発達障がいに係る啓発を含めた育児に困ったときの手引書として、保護者向け手引書を、約8，500冊増刷し、各市町村を通じて乳幼児の保護者へ配布を行った。 （3）現任保育士等研修事業 　保育課題別重点研修では、児童の虐待防止研修、発達障がい研修等3つの項目で集合型及びオンライン研修を計6回実施し、398人の保育士等が参加した。 〇妊娠・出産包括支援事業 （1）伴走型相談支援の充実や産後ケア事業等の実施に向けた取組み促進 　妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の整備に向け、市町村における伴走型相談支援や産後ケア事業等の実施に係る助言等の支援を行った。 　また、市町村職員を対象とした産後ケア事業に係る研修会を開催した。（参加者62人）

熊本県健康福祉部障がい者支援課	令和5年度活動状況 ・障害福祉サービス事業者等に対する定期の実地指導において、障害児通所支援事業者や障害児入所施設設置者等に対し、指定基準に定められている虐待防止措置の実施状況の確認・指導を行った。 ・令和6年3月に開催した障害福祉サービス事業者等に対する集団指導において、障害児通所支援事業者、障害児入所施設設置者等に対し、児童虐待防止について注意喚起を行った。 ・障がい児・者に対する不適切な対応を防止するための支援方法や、虐待が発生した場合の対応等に関する理解を深め、障がい者への虐待防止と権利擁護を図るため、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所などの施設管理者等88名が参加した「熊本県障害者虐待防止・権利擁護研修」を、令和5年12月に開催した。 ・子ども家庭福祉課、男女参画・共同推進課と連携し、令和5年11月に「家庭から暴力をなくすキャンペーン」を実施し、障がい児・者への虐待防止のため、チラシ等により相談や通報窓口として各市町村に設置されている「障がい者虐待防止センター」を紹介したり、グッズによる啓発などを行った。 ・県内障害者福祉施設等の障がい児・者虐待防止に係る取組を推進するため、虐待防止に係る「講話」と「意見交換」、事業所を対象とした「個別相談会」などを実施する「障がい者虐待防止のためのオープンセミナー」を3つの圏域で開催した。 令和6年度取組（計画） ・障害福祉サービス事業者等に対する定期の実地指導において、障害児通所支援事業者や障害児入所施設設置者等に対し、指定基準に定められている虐待防止措置の実施状況の確認・指導を行う。 ・障害福祉サービス事業者等に対する集団指導において、障害児通所支援事業者、障害児入所施設設置者等に対し、児童虐待防止について注意喚起を行う。 ・障がい児・者への虐待防止と権利擁護を図るため、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所などの施設管理者等を対象とした「熊本県障害者虐待防止・権利擁護研修」を開催する。 ・子ども家庭福祉課、男女参画・共同推進課と連携した「家庭から暴力をなくすキャンペーン」を実施し、障がい児・者への虐待防止のため、チラシやグッズの配布による啓発などを行う。 ・県内障がい者福祉施設等の障がい児・者虐待防止に係る取組を推進するため、虐待防止に係る「講話」と「意見交換」、事業所を対象とした「個別相談会」などを実施する「障がい者虐待防止のためのオープンセミナー」を開催する。

熊本県精神保健福祉センター	令和5年度活動状況 当センター「こころの健康相談電話」、面接相談に子育て中の方が相談されることもあり、子どもの状況が心配される場合には、市町村保健師に面接同席いただくこともある。R5年度は、依存症相談の中で児童相談所、児童養護施設と情報共有するケースがあった。

熊本県こども総合療育センター	令和5年度活動状況 〇虐待疑いの情報提供件数　13件 〇実施した研修 （職員向け） ・職員の採用・転任初日に虐待防止研修を実施 ・部署ごとに虐待防止マニュアル等を利用しての定期的研修を実施 ・全体研修（職員のメンタルヘルス研修）を実施 （保護者向け） ・コミュニケーションや指示が入りにくい自閉症スペクトラムの児童への関わり方について保護者に研修会を実施
	令和6年度取組（計画） 〇研修計画 （職員向け） ・職員の採用・転任初日に虐待防止研修を実施 ・部署ごとに虐待防止マニュアル等を使用しての定期的研修を実施 ・他施設との交流・見学 （保護者向け） ・コミュニケーションや指示が入りにくい自閉症スペクトラムの児童への関わり方について保護者に研修会を実施

熊本県環境生活部人権同和政策課（人権センター）	令和5年度活動状況 1　研修・人材育成事業 ・Web講座（子どもの人権関係）：視聴回数651回 ・登録講師派遣（子どもの人権関係）：8回実施、1,321人受講 ・県人権センターにおける子どもを対象とした研修会・見学会：84名参加 2　広報・啓発 ・コッコロ通信（第54号）：子どもの人権に関する啓発記事を掲載（7,000部発行） 3　情報提供事業 県人権センターで、図書・DVD等の無料貸出、人権啓発映画の上映等を実施 ・図書、DVD等の貸出（子どもの人権に関するテーマ）：36回 ・人権啓発映画上映（子どもの人権に関するテーマ）：56回 4　相談事業 県人権センターに寄せられた相談について、傾聴、助言、他の相談機関等を紹介する等の対応 ・子どもの人権にかかる相談：2件
	令和6年度取組（計画） 1　研修・人材育成事業 Web講座、登録講師派遣制度等による研修を実施 2　広報・啓発 人権情報誌等の各種媒体、人権作品募集等による啓発を実施 3　情報提供事業 県人権センターで、図書、DVD等の無料貸出、人権啓発映画の上映等を実施 4　相談事業 県人権センターに寄せられた相談について、傾聴、助言、他相談機関の紹介等

熊本県女性相談センター	令和5年度活動状況 ・地域の要保護児童対策協議会・DV対策協議会への参加（書面対応含む） ・福祉事務所等相談員ブロック研修会の実施（DV対応、児童相談所との連携等の講話等） ・児童相談所の連携機関としての対応（児童相談所への虐待案件の情報提供、面接同席、母子の一時保護等）
	令和6年度取組（計画） ・地域の要保護児童対策協議会・DV対策協議会への参加 ・児童相談所の連携機関としての対応、母子支援 ・熊本県女性相談センターでは、より多くの皆様に女性相談センターを知っていただきたいと思い、広報誌を作成しました。別添参照。